

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年2月27日 07時30分ごろ
発生場所	広島県呉市下蒲刈島南方沖 大地蔵港沖防波堤灯台から真方位147° 2.2海里付近 (概位 北緯34° 08.5′ 東経132° 41.1′)
事故の概要	貨物船太陽丸は、西進中、また、漁船末広丸は、えい網しながら南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年2月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 太陽丸、199トン 135267、太陽海運有限会社 B 漁船 末広丸、4.96トン HS3-39351（漁船登録番号）、個人所有 第281-12792号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 球状船首部の折損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2.8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが単独の船橋当直につき、約9～10ノットの対地速力で自動操舵により西進していた。 船長Aは、右舷前方にB船を初認したとき、B船との距離がある上に停まっているように見えたので、B船から目を離して航行していたところ、右舷方から接近するB船を至近に認め、汽笛を吹鳴するとともに左舵を取ったが、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、えい網しながら南進していた。
分析	A船は、船長Aが、B船が停止しているものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、衝突のおそれのある態勢で接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、えい網しながら南進中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、A船が西進中、B船がえい網しながら南進中、両船が衝

	突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。